

## 新潟県宿泊事業者感染防止対策支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 公益社団法人新潟県観光協会（以下「協会」という。）は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るため、宿泊事業者による感染防止対策の強化等に向けた取り組みに対し、予算の範囲内で「宿泊事業者感染防止対策支援事業補助金」（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付の対象)

第2条 補助金の交付対象となる経費は、第3条に規定する交付の申請時点で事業を継続中であり、新潟県内に所在する宿泊施設を有する宿泊事業者（旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条1項に規定する許可を受けたものをいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律122号）第2条第6項に規定する営業を営む者を除く。以下、「宿泊事業者」という。）が実施する感染拡大防止策及び新たな需要に対応するための取り組み（以下「補助事業」という。）が要する経費のうち、公益社団法人新潟県観光協会会長（以下「会長」という。）が認める経費（以下「補助対象経費」という。）とする。

2 前項における補助対象経費及び補助率等については、別表のとおりとし、算出した額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

3 会長は、補助事業が、「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」の発出日（令和2年5月14日）以降で交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、申請書に記載する事業との同一性が事業計画書等によって確認が可能で、適正と認められる場合には、補助金の対象とすることができる。

### (交付の条件)

第3条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 事業の内容を変更する場合には、会長の承認を受けること。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、会長の承認を受けること。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに、会長に報告してその指示を受けること。
- (4) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管しておくこと。
- (5) 事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行うこと。
- (6) 事業終了後、翌年度における事業成果の状況を、会長の指示に従い、報告すること。
- (7) 補助対象者が次のいずれかにも該当しないこと。

ア 暴力団（新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において「暴力団」という。）又は暴力団員（新潟県暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき

イ 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員であると認められるとき

ウ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき

エ 自己、その属する法人、その他の団体若しくは第三者の不正の利益を計る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき

オ その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき

カ その役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき

#### (交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする宿泊事業者（以下、「補助事業者」という。）は、交付申請書（別記第1号様式）に会長が定める書類を添えて別に指定する日までに会長へ提出しなければならない。

#### (交付の決定)

第5条 会長は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合には、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、当該補助事業者に通知するものとする。また、不交付を決定したときは、補助金不交付決定を通知するものとする。

2 会長は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

#### (変更の承認申請)

第6条 補助事業者は、第3条第1号の規定により、次の掲げるいずれかの重要事項の変更をしようとするときは、別記第2号様式による変更承認申請書を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助金額等の変更（補助対象経費の20パーセント以内の変更を除く。）

(2) 前号に掲げる場合のほか、事業内容の重要な部分に関する事項であって、会長が変更手続を要すると認めたもの（必要に応じて会長に事前協議をすること。）

2 会長は、前項の規定による補助金の変更の申請が適当であると認めたときは、当該事業者に通知するものとする。

3 会長は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

#### (事業の中止の承認申請)

第7条 第3条の第2号規定により会長の承認を受けようとする場合には、事業中止承認申請書（別記第3号様式）を会長に提出しなければならない。

#### (事業が予定期間内に完了しない場合等の報告)

第8条 第3条第3号の規定により会長の指示を求める場合には、事業が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を会長に提出しなければならない。

#### (事業の状況報告)

第9条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、会長の要求があったときは速やかに補助事業遂行状況報告書（第4号様式）を会長に提出しなければならない。

(実績報告)

第 10 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して 30 日を経過した日又は令和 4 年 1 月 31 日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書（別記第 5 号様式）を作成し、会長が定める書類を添えて会長へ提出しなければならない。ただし、会長が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

(補助金の額の確定)

第 11 条 会長は、補助事業者から前条の規定による補助金の実績報告があったときは、その内容に係る審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書により当該補助事業者に対し通知するものとする。

(補助金の支払)

第 12 条 補助金は前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、補助事業を遂行するために必要があると認めるときは、補助金を部分払することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、部分払請求書（別記第 6 号様式）を会長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第 13 条 会長は、第 11 条の補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(取得財産の処分の制限)

第 14 条 規則第 19 条第 4 号及び第 5 号に定める財産は、この補助金により取得し、又は効用の増加した財産で、その取得価格又は効用の増加価格が 1 件 50 万円以上のものとする。

2 規則第 19 条ただし書に定める期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和 53 年 8 月通商産業省告示第 360 号）の別表の一の項に定める処分制限期間とする。

3 規則第 19 条の規定による承認を受けようとする場合には、あらかじめ別記 第 7 号様式による財産処分承認申請書を会長に提出しなければならない。

(提出書類の部数)

第 15 条 この要綱に定める申請書等の提出部数は、1 部とする。ただし、会長が別に指示した場合はこの限りでない。

(雑則)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付等に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和 3 年 7 月 30 日から適用する。

## 第2条関係

### (別表) 交付額及び交付対象経費

補助対象経費	補助率	1施設に対する補助上限	補助対象経費の遡及適用日
<p>(1) 宿泊事業者が感染拡大防止予防ガイドライン等に対応するために実施する感染拡大防止対策に必要なとなる設備、機器、必需品等の導入、専門家による感染症防止策に係る検証等に要する経費</p> <p>(2) 宿泊事業者が実施するマイクロツーリズム、ワーケーション等に対応したコンテンツの開発、施設改修や非接触チェックインシステムの導入等新たな需要に対応するための取り組みに要する経費</p>	<p>4分の3を上限とする。ただし、消耗品については、2分の1を上限とする。</p>	<p>1～9室 750,000円</p>	<p>令和2年5月14日</p>
		<p>10～29室 1,500,000円</p> <p>30～49室 4,500,000円</p> <p>50室～ 7,500,000円</p>	